

公 募 に つ い て の 説 明 書

1 件名

令和7年度人間ドック及び婦人科検診業務委託

2 仕様

別添「令和7年度人間ドック及び婦人科検診業務委託仕様書」のとおり

3 公募について参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4 公募の実施方法

- (1) 共通事項

イ 公募に参加しようとする者は、募集の公示及び公募についての説明書の内容を十分承知しておくこと。

ロ 疑義がある場合は、会計課又は厚生課の担当職員に説明を求めることができる。

ハ 申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 申込書等の提出

イ 申込書等の提出期限 令和7年5月28日（水）午後5時

なお、郵送による提出については、上記期限必着とする。

ロ 申込書等の提出先 高松国税局総務部厚生課 厚生専門官

ハ 申込書(様式) 別添「令和7年度人間ドック等業務に関する受託申込書」のとおり

ニ 添付書類 仕様書12（3）ロ「添付書類」に記載する書類

ホ 誓約書等 別添「誓約書」（役員等名簿を含む。）のとおり

5 申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

6 契約者の決定方法

仕様書に定める検査料金の範囲内で、かつ、仕様書の内容に合致した適正な健康診断業務の履行がなされると認められる者と契約する。

7 契約書作成の要否

作成を要する。

8 その他

(1) 問合せ先

イ 提出書類作成・仕様書に関する問合せ先

高松国税局総務部厚生課 厚生専門官

電話 087-831-3111 内線282・284

ロ 公募手続一般に関する問合せ先

高松国税局総務部会計課 経費係

電話 087-831-3111 内線255・264

(2) 本件公募に係る提出書類等の作成等に要する費用は、全て申込者の負担とする。

(3) 「公募についての説明書」の取扱い

本説明書は、「令和7年度人間ドック及び婦人科検診業務委託」のためのものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

(4) その他

この説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。